

指定管理者選定に関する事項の公表等について(運用基準)

令和5年4月改訂 総務部総務室

「指定管理者制度の運用にかかる指針」中、「Ⅲ-7. 選定基準等 (5)選定に関する事項の公表」についての運用基準は、下記のとおりとする。

1 選定に関する事項の公表について 【指針11ページ】

ホームページでの公表については、概ね次のとおりとする。

1 選定結果について 指定管理者候補者 ○○株式会社				
2 評価点について				
	満点	○○(株)	(株)△△	(財)××
1 提案金額に関する評価	100点			
2 応募者に関する評価	100点			
3 提案内容に関する評価	100点			
合計(1+2+3)	300点			
順位		1位	2位	3位

*応募者ごとの詳細点数(PDF版)

3 指定管理者候補者選定会議の概要

(1)選定会議の開催状況

- ①開催日時 令和○○年○月○日(○)午後○時～○時
- ②開催場所 箕面市役所本館○階 ○○室
- ③構成員 ○○、■、□、△
- ④事務局 ○○部●●副部長、……

(2)議事概要

- ①検討対象施設等について
【例】事務局より、検討対象施設やスケジュール等の概要についての説明内容
各応募者の提案書類についての説明内容 等
- ②提案内容の説明(プレゼンテーション)における主な質疑について
○○(株)
……………

(株)△△

 (財)××

③構成員の主な意見等

4 選定理由
 選定会議の結果を踏まえ、.....ため、市として〇〇株式会社を指定管理者候補者として選定します。

※ 発言者が分からないように記載すること。
 ※ 議事概要は見やすさを考慮し、必要に応じてPDF版に代えてもよい。

※「応募者ごとの詳細点数」のフォーマットは概ね次のとおりとする。

箕面市立〇〇指定管理者の応募者ごとの詳細点数

評価項目	配点	〇〇(株)	(株)△△	(財)××
1 提案金額に関する評価				
小計 A	100			
2 応募者に関する評価				
.....				
.....				
小計 B	100			
3 提案内容に関する評価				
.....				
.....				
小計 C	100			
合計 A+B+C	300			
順位				

【注1】「提案金額に関する評価」は提案金額計算式により算出する。

【注2】各評価項目は100点満点であり、選定会議構成員による各評価項目の採点結果の平均点を評価項目ごとの得点として取り扱うものとする。

2 情報公開条例に基づく開示等について

- (1) 市として指定管理者候補者を決定するまでの間は、情報公開条例第7条第4号(審議、検討又は協議に関する情報)の規定に基づき、非開示とする。
- (2) 指定管理者候補者が決定した日以後については、情報公開条例第7条に規定する非開示条項に該当する部分以外は開示するものとする。
- (3) ホームページ等での公表及び開示請求に係る基準表

内容		ホームページ等での公表	開示請求による開示	
1 公募説明会	参加者数	○	○	
	参加者名		○ 個人名等は除く	
	日時・場所	○	○	
	内容等	○	○	
2 応募者	応募書類		○ 個人情報(経歴書及び法人代表者印等)の部分は除く	
	応募者数	○	○	
	応募者名	○	○	
3 選定結果	選定会議構成員名	○	○	
	評価項目	○	○	
	審査基準	○	○	
	議事概要	○	○	
	点数	各応募者の得点	○	○
		総合得点	○	○
評価項目ごとの得点		○	○	